

居抜き物件活用促進補助金

工場跡地等の未利用地や居抜き物件の活用を促すことで、
県内への企業の進出を支援します

【事業概要】

対象となる建築物の建築※のために必要な既存の建物および建物等に
附随する建築物の除却工事に要する費用を補助します。

(※) 製造業において、競争力の強化に向けてものづくり基盤強化の高度化、又は高い成長性が
見込まれる分野に関する製品若しくはその部材の製造を行うための建築物の建築

【補助上限額】

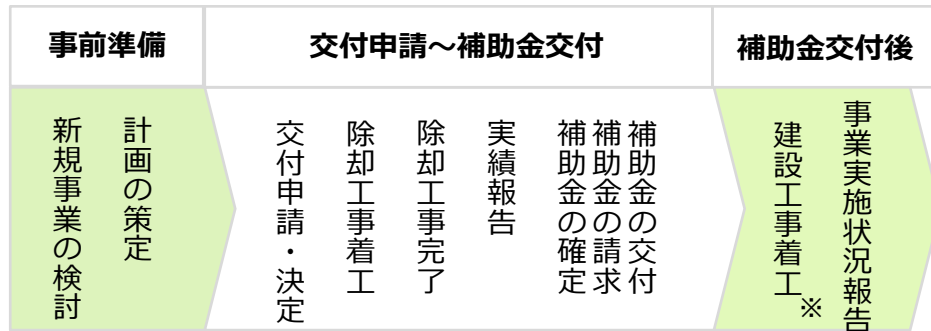
1,000万円（補助率1/3）

【補助要件】

- ①補助対象投資額※が1,000万円以上であること
- ②除却対象となるものがすべて自社の資産であること

(※) 建物および建物等に附随する建築物の除却工事に要する費用の総額

【事業スキーム】



(※) 除却工事完了後、1年以内に建設工事に着工する必要があります。

【活用イメージ】

新規事業計画において、新工場を建設する際に居抜き物件を購入し更地にする場合や現在自社が所有する工場を取り壊して更地にする場合等に活用が可能です。

お問い合わせ：〒514-8570 三重県津市広明町1-3（三重県庁8階）
三重県雇用経済部 企業誘致推進課 事業環境班
電話：059-224-2024 Email：kigyoyu@pref.mie.lg.jp